



港長公示第 30-1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 1 月 31 日

京 浜 港 長



石油製品取扱所（製油所、油槽所等）付近海域における  
航泊制限について

京浜港内の各石油製品取扱所（製油所、油槽所等）荷役場所における災害を防止するため、下記のとおり船舶の航行及び停泊を制限する。  
なお、港長公示第 161 号（昭和 41 年 2 月 8 日）は、平成 30 年 1 月 31 日午前零時をもって解除した。

#### 記

##### 1 期 間

平成 30 年 1 月 31 日から当分の間

##### 2 区域及び制限事項

- (1) 以下に掲げる船舶は港内各石油製品取扱所及び各さん橋に接岸荷役中の船舶の周辺 30メートル以内を航行、又は同水域内で停泊、作業してはならない。
  - イ 甲板上又は船内の開放された場所において、喫煙、暖房、調理その他の火気を使用し、あるいは火花を発するおそれのある修理又は作業を行っている船舶
  - ロ 煙突に火粉止め装置のない船舶
  - ハ その他火気管理が不十分な船舶
- (2) 港内各石油製品取扱所のさん橋において液化ガス（液化石油ガス及び液化天然ガス等）積載船が荷役中は危険であるから、一般船舶は該船舶より 30メートル以内を航行又は停泊してはならない。